

著作権者の意に反する改変（著作権法20条1項）に関する裁判例

番号	裁判所	判決年月日	事案の概要	著作権者人格権侵害の可否	著作権者の同意の有無及びその内容	判断理由	備考
1	大阪高裁	令和7年2月27日	一審原告が、一審被告が一審原告に無断で、一審原告が作成した脚本原稿（第10稿）の内容を改変して第12稿を作成し、一審原告が有する第10稿についての著作権者人格権（同一性保持権）を侵害したと主張して、一審被告に対して、不法行為に基づく損害賠償として、110万円及びこれに対する遅延損害金の支払等を求めた。	否定	①一審原告は、一審被告が、本件映画の脚本制作のために第10稿から第12稿に至る加筆、修正作業をすること自体は同意していた。 ②一審被告の述べる、第10稿の加筆、修正についての「包括的同意」とは、あくまで映画監督及び映画プロデューサーらの映画製作側に脚本原稿を提供する前段階の作業内容についてのものをいうと理解できる。	・一審原告は、一審被告が第10稿を加筆、修正するとしても、第三者に提供する場合には、事前に一審原告の確認、承諾を得なければならないように主張する。しかし、一審原告の主張によっても、一審原告自身、第8稿から第10稿に至る原稿の見直し作業と同様に、第10稿以降の加筆、修正作業も当然一審原告の確認を得て外部に提供されたと考えていたというだけであって、一審原告主張に係る合意がされた事実を認めるに足りる証拠があるわけではない。 ・脚本家である一審被告が決定稿を決める権限を有していないことは一審原告も争っていないのであるから、一審被告が一審原告を含む本件映画製作側に第12稿を提出した後に一審被告以外の者が第12稿を決定稿とする本件映画を制作したからといって、そのことを根拠に、一審被告が第12稿を作成したことについての法的責任を問うことはできない。	裁判例2の控訴審
2	大阪地裁	令和6年5月30日	原告が、被告が原告に無断で、原告が作成した脚本原稿（第10稿）の内容を改変して第12稿を作成し、原告が有する第10稿についての著作権者人格権（同一性保持権）を侵害したと主張して、被告に対して、不法行為に基づく損害賠償として、110万円及びこれに対する遅延損害金の支払等を求めた。	肯定	本件変更は第10稿に実質的な変更を加えるものであり、本件変更には原告の同意を要すると解されるところ、被告が本件変更の際して原告の同意を得ていないことは明らかであって、被告による本件変更は、第10稿に関する原告の意に反する改変に当たる。	・原告は被告による従前からの指導、助言の延長に当たる程度の改稿は想定し、そのような修正提案があれば受け入れる意向を有していたことがうかがわれるが、被告の主張するように本件打合せ1において、原告が被告による第8稿以降の改変を包括的に同意したと認めるに足りる証拠はない。 ・少なくとも、被告が第10稿を含む第8稿以降の脚本に実質的な変更を加える際には、原告の個別の同意を要することが、本件打合せ1の参加者の共通の前提になっていた。	
3	知財高裁	平成18年10月19日	一審被告会社の従業員であった一審原告が、一審被告会社に在職中に、一審被告工業会主催の講習において講師を務めた際、講習資料として作成した資料（12年度資料）について著作権及び著作権者人格権を有するとして、一審被告会社において、一審原告の後任として上記講習の講師を務めた一審被告会社従業員に、12年度資料の複製を行なって、13年度資料等を作成させ、一審被告工業会において、各資料の写しを受講者に配布するなどして、共同して、一審原告の著作権及び著作権者人格権を侵害したと主張して、一審被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償等を請求した。	否定	一審原告の後任者が、13年度資料及び14年度資料を作成するために、12年度資料の表現についての基本的な構成、内容を前提として、上記目的に沿って12年度資料の表現をより適切なものにし、内容もより適切なものにし、その資料全体を充実にすることは、上記講習資料作成の目的に沿い、必要に応じて行う変更、追加、削除等の改変であって、一審原告が黙示に許諾していた複製に含まれ、著作権者の同意に基づく改変として、控訴人の同一性保持権を侵害するものではない。	・一審原告は、「後任者が13年度資料及び14年度資料を作成するために、必要に応じて、12年度資料に変更、追加、削除等を加えることをも含め複製を黙示に許諾していた」との判断を前提として、一審原告の後任者が行った改変は、一審原告が黙示に許諾していた複製に含まれると判断した。	
4	東京高裁	平成10年8月4日	一審原告が、本件各俳句を創作し、一審被告会社の編集・出版する本件雑誌の「入選句」欄に、選者を一審被告Yと指定して順次投句したところ、一審被告Yが本件各俳句を添削して改変した上で、本件各入選句として選定し、一審被告会社が本件各入選句を本件雑誌の「入選句」欄に一審原告の俳句として掲載し、一審原告の著作権者人格権（同一性保持権）を侵害したと主張して、一審被告らに対して、不法行為に基づく損害賠償等を請求した。	否定	本件各俳句を添削し改変した行為は、俳句欄における事実たる慣習に従ったものであり、許容されるところであって、違法な無断改変と評価することはできない。	・本件各俳句の投稿当時、新聞、雑誌の投句欄に投稿された俳句の選及びその掲載に当たり、選者が必要と判断したときは添削をした上で掲載することができるのいわゆる事実たる慣習があった。 ・添削及び掲載についての事実たる慣習が存在したか否かは、一審原告がそのような事実たる慣習を現実を知っていたか否かとはかわりない客観的事実の問題である。そして、事実たる慣習が認められる場合には、当事者間において特にこれを排斥あるいはこれに従わない旨の意思が表明されていない限り、慣習によるその意思があったものとして法的に取り扱われる（民法92条）。	裁判例5の控訴審
5	東京地裁	平成9年8月29日	原告が、本件各俳句を創作し、被告会社の編集・出版する本件雑誌の「入選句」欄に、選者を被告Yと指定して順次投句したところ、被告Yが本件各俳句を添削して改変した上で、本件各入選句として選定し、被告会社が本件各入選句を本件雑誌の「入選句」欄に一審原告の俳句として掲載し、原告の著作権者人格権（同一性保持権）を侵害したと主張して、被告らに対して、不法行為に基づく損害賠償等を請求した。	否定	原告は、ことさら添削を拒絶する意思を明示することなく、被告Yを選者と指定して、本件各俳句を投稿したことにより、被告Yによる本件各俳句の添削及び被告会社による添削後の俳句の本件雑誌への掲載について、少なくとも黙示的に承諾を与えていた。	・俳句界における添削指導の慣行、雑誌等の投句欄の入選句選定に際して添削が一般的である実情、本件雑誌及びその入選句欄の性格、本件各俳句の選者たる被告Yの添削の目的などを総合すると、被告Yによる本件各俳句の改変は、俳句の学習用雑誌に投稿された俳句を、指定された選者において指導上の観点から俳句界の慣行に従って添削したものであって、そもそも実質的に違法性がないものである。 ・本件雑誌の入選句欄は、選者の判断により、必要に応じて投稿句を添削したう入選句として掲載することがあり得ることを前提に投稿を募集していたものであり、原告は、俳句を学習する者として、前記のような俳句の添削指導の慣行や実情を容易に知り得る立場にあった。	裁判例6の控訴審

6	東京高裁	平成11年9月21日	<p>一審原告が、ティラノサウルを中心に大きく配置し、その後方に飛翔する翼竜を小さく配置したイラスト画（本件著作物）を創作し、一審被告Y1にその管理及び貸出を委託した。一審被告Y3から本件著作物の利用申込みがあり、一審被告Y1は一審原告に対し「この飛んでいる恐竜を、つぶして使用したいとの事ですが、いかがなものでしょうか（合成使用したい為）」と記載した本件打診書を送付した。原告は被告Y1に対し「翼竜をカットすることについて、異存はありません。」と記載した本件承諾書を送付した。一審被告Y3は、本件著作物中の翼竜をカットした他に、ティラノサウルスの色調、輪郭を変えるなどして、一審被告Y4のカタログの作成に利用した（本件利用）。一審原告は、本件利用が、原告の同一性保持権の侵害に当たると主張して、一審被告らに対し不法行為に基づく損害賠償を請求した。</p>	肯定	<p>一審被告が本件著作物の改変の内容として、本件打診書で明確にされている翼竜の切除及びこれに伴う合成（ここにいう「合成」とは、「合成写真」の例に見られるような、二つ以上のものを合わせて一つのものにする、というだけの普通の意味の「合成」である。）として予測される範囲のものについて承諾を与えたことは認められるものの、その範囲を超える改変、特に、本件著作物の特徴である写実性、厳密さが失われるようなティラノサウルス自体の色調、輪郭、細部等についての大幅な変更をすることまで承諾したとは、とても認めることはできない。</p>	<p>一審被告ら主張のとおり、具体的な表現が最終的にどのようなものになるかを承諾請求の段階で確定することはできない。しかし、そのことは、決して、最終的に行われる改変の結果を、承諾請求の段階で一定範囲に制限することと両立し得ないものではない。</p> <p>・本件著作物は、利用申込みの都度、貸出しの可否について、著作人たる一審原告の判断を必要とするものであったのであるから、本件著作物に関しては、利用申込みの都度、希望されている本件著作物の利用の改変内容について説明して貸出しの可否を問ひ、一審原告の承諾を求める必要があった。</p>
7	東京地裁	平成10年10月28日	<p>原告が、ティラノサウルを中心に大きく配置し、その後方に飛翔する翼竜を小さく配置したイラスト画（本件著作物）を創作し、被告Y1にその管理及び貸出を委託した。被告Y1は、被告Y3から本件著作物の利用申込みがあったので、原告に対し「この飛んでいる恐竜を、つぶして使用したいとの事ですが、いかがなものでしょうか（合成使用したい為）」と記載した本件打診書を送付し、これに対し、原告は被告Y1に対し「翼竜をカットすることについて、異存はありません。」と記載した本件承諾書を送付したところ、被告Y3は、本件著作物中の翼竜をカットした他に、ティラノサウルスの色調、輪郭を変えるなどして、被告Y4のカタログの作成に利用した（本件利用）。原告は、本件利用が、原告の同一性保持権の侵害に当たると主張して、被告らに対して、不法行為に基づく損害賠償を請求した。</p>	肯定	<p>原告は、本件打診書に対して本件承諾書を送付したことによって、本件著作物中の飛んでいる翼竜を削除して本件著作物を利用すること、及びティラノサウルスの背景を変更することまで承諾したものと認められるが、その範囲を超える変更について、承諾したものと認めることはできない。</p>	<p>・本件承諾書には、「翼竜をカットすることについて、異存はありません。」と記載されており、翼竜の削除以外の変更には一切触れていないことから、原告は、翼竜の削除についてのみ承諾したものと理解するのが自然である。</p> <p>・被告らは、本件著作物の性質、「合成使用」という語の用法等を挙げて、本件利用のような組み合わせ、変形、色変換について、原告が承諾したものである旨主張する。しかし、本件打診書の「（合成使用したい為）」という曖昧な文言により、色調、輪郭、細部等についての大幅な変更まで原告が承諾したものと解することはできない。</p>
8	東京高裁	平成7年7月11日	<p>一審原告は、一審被告三市村の合同宣伝ポスター作成のため、一審被告三市村との間で、代金をイラスト使用料30万円を含めて合計110万円として、印刷請負契約（本件契約）を締結した。その際、全面使用の対象はパンフレットに限定されていた。その後、一審被告三市村は、上記イラストの原画（本件原画）を使用したポスターやパンフレットを制作する際、本件原画を単独宣伝用に分割使用し、また、鉄道等を表示した。一審原告は、一審被告三市村の上記行為が、一審原告の著作人人格権（同一性保持権）を侵害したなどと主張して、一審被告三市村に対して、不法行為に基づく損害賠償を請求した。</p>	否定	<p>本件契約締結に際し、原告は、本件原画の分割使用、本件原画に鉄道等の表示を付加することにつき、少なくとも黙示的に承諾していた。</p>	<p>・一審被告三市村の担当者は、本件契約締結に際して、一審原告代表者から従前一審被告三市村が他社に作成させた合同宣伝パンフレットを示して、同種のものを作成するよう依頼しており、そのパンフレットには観光客の便宜のため鉄道、道路等原画にはない表示が印刷段階で付け加えられていたが、本件契約により制作される原画においてもこれと同様の扱いになることが前提とされていた。</p> <p>・現に一審原告が構成を担当し、本件原画を使用した昭和〇年用一審被告三市村合同宣伝パンフレット及びポスターにも鉄道等の表示がなされたが、一審原告はこれに異議を述べていない。</p> <p>・本件契約の見積書には「部分的使用料は別に定めるものとする」と記載され、部分的使用があり得ることを是認していた。</p>
9	長野地裁	平成6年3月10日	<p>原告は、被告三市村の合同宣伝ポスター作成のため、被告三市村との間で、代金をイラスト使用料30万円を含めて合計110万円として、印刷請負契約（本件契約）を締結した。その際、全面使用の対象はパンフレットに限定されていた。その後、被告三市村は、上記イラストの原画（本件原画）を使用したポスターやパンフレットを制作する際、本件原画を単独宣伝用に分割使用し、また、鉄道等を表示した。原告は、被告三市村の上記行為が、原告の著作人人格権（同一性保持権）を侵害したなどと主張して、被告三市村に対して、不法行為に基づく損害賠償を請求した。</p>	否定	<p>本件契約締結に際し、原告は、本件原画の分割使用、本件原画に鉄道等の表示を付加することにつき、少なくとも黙示的に承諾していた。</p>	<p>・被告三市村の担当者は、本件契約締結に際して、原告代表者から従前被告三市村が他社に作成させた合同宣伝パンフレットを示して、同種のものを作成するよう依頼しており、そのパンフレットには観光客の便宜のため鉄道、道路等原画にはない表示が印刷段階で付け加えられていたが、本件契約により制作される原画においてもこれと同様の扱いになることが前提とされていた。</p> <p>・現に原告が構成を担当し、本件原画を使用した昭和〇年用被告三市村合同宣伝パンフレット及びポスターにも鉄道等の表示がなされたが、原告はこれに異議を述べていない。</p> <p>・本件契約の見積書には「部分的使用料は別に定めるものとする」と記載され、部分的使用があり得ることを是認していた。</p>

・裁判例9の控訴審であり、その判示事項を引用したもの
・最高裁平成9年7月15日判決にて上告棄却により確定

10	東京地裁	昭和58年2月7日	<p>長らく絶版となっていた本著書籍の著作者である原告が、出版者である被告会社との間で、原告が発行元で被告会社が発売元となり、「まえがき」及び「あとがき」以外は従来どおりの内容とする条件で、本件書籍の復刊を出版する契約を締結した。ところが、被告会社は、「まえがき」や「あとがき」中の重要部分を削除した本件書籍の増刷頒布をした。そこで、原告は、被告会社の上記行為が、原告の著作者人格権（同一性保持権）を侵害したと主張して、被告らに対して、不法行為に基づく損害賠償等を請求した。</p>	肯定	<p>原告が、「まえがき」及び「あとがき」の部分の欠落を発見しながら、被告会社に対し右削除に承諾を与えたとは到底認められない。</p>	<p>・本件書籍は、原告の校正を経ているとはいえ、これほど大部の原稿をわずかの間に逐一検討することはほとんど不可能と思われる。</p>
----	------	-----------	---	----	---	---